

(別紙1)

審査運用基準

1 資格審査

(1) 共通

- ア 原則として補助金交付決定以前に着手した経費は補助対象外とする。ただし、販路開拓事業、人材育成事業に係る申請期限等のやむを得ない理由から補助金交付決定前に事業着手し、事業着手直後の同一年度内の審査会までに申請した場合、その経費も補助対象とする。
- イ 原則として事業目的以外で使用できる汎用性のある機械装置等及び備品の購入は補助対象外とする。
- ウ 補助対象となる機械等装置費は購入費及びリース料とする。
- エ 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（バス運賃）、宿泊料とする。
- オ 旅費は、その実費額を補助対象とする。
- カ 航空賃または鉄道賃と宿泊費がセットになっているパッケージ商品を利用した場合の補助対象経費は、当該パッケージ商品の代金とする。
ただし、パッケージ商品を利用した場合の補助対象経費については、一泊あたりの宿泊料の補助対象金額の上限額を参考基準とし、妥当な経費支出額であることを確認する。（妥当な経費支出額とは、宿泊に特化した宿泊施設を利用した金額のことをいう。）
- キ 宿泊料の補助対象金額について、1泊当たりの宿泊費は、国内は19,000円を上限額とし、国外は国家公務員等の旅費支給規程に準ずるものとする。ただし、安易に上限に近い宿泊代とせず、可能な限り旅費の節減に努めること。
- ク 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃のうち、グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金については補助対象外とする。
- ケ タクシー料金及び営業車で移動についての燃料費、高速道路等利用料並びにレンタカー借上げ料（商品等の運搬を目的としたものを除く）は補助対象外とする。
- コ 日当、飲食代（ホテルの朝食代は除く）等は補助対象外とする。
- サ 補助金交付は1年度につき1補助対象事業に限りすることができる。

対象外品目の例示

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例：パソコン、タブレットPC及び周辺機器、自転車等）・鉄道賃、船賃、航空賃、車賃のうち、グリーン車、ビジネスクラス等、特別に |
|--|

付加された料金 ・タクシー料金及び営業車で移動についての燃料費、高速道路等利用料並びにレンタカー借上げ料（商品等の運搬を目的としたものを除く） ・日当、飲食代（ホテルの朝食代は除く）等 ・自社内部の取引によるもの（補助事業者が補助事業者以外から調達したもののうち、各補助事業の支援対象経費として掲げる経費のみ補助対象とする。）
--

(2) 商品・サービス開発改良事業

ア 「新商品及びサービスの開発」とは、新たな顧客、販売ルート等が見込める新商品及びサービスの開発又は生産をいう。単に機械等装置を導入するにとどまり、新商品及びサービスの開発を行わないものは補助対象外とする。

イ 補助対象となる「既存商品の改良」とは、付加価値効果のあるパッケージデザイン等を開発又は改良するものをいう。（パッケージの印刷等は補助対象外とする。）

ウ パンフレット、カタログ等のデザインの作成に要する経費は補助対象外とする。

エ 既存設備の撤去費用は補助対象外とする。

オ 補助対象となる機械等装置については、商品開発に用するために導入するものに限る。ただし、補助対象として導入した機械等装置を利用して商品開発後、開発された商品の量産用として活用する場合のみ、継続して当該機械等装置を利用できることとする。

支援事業区分	支援事業対象経費	補助率及び補助金の交付限度額
商品・サービス開発改良事業	研究開発費用（原材料費、機械等装置費、外注費、技術指導受入費及び共同研究費）、市場動向調査費用（専門家謝金、旅費、委託費）、デザイン購入費	1/2以内 50万円 (小規模事業者は2/3以内)

対象外品目の例示

<ul style="list-style-type: none"> ・パッケージの印刷費等、実際に販売する商品等になりえるもの ・パンフレット、カタログ等のデザインの作成に要する経費
--

(3) 産業財産権取得事業

ア 補助対象となる「産業財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権のことをいう。

イ 特許料は登録時に3年分支払いが必要となるが、補助対象は1年分とする。

ウ やむを得ない理由(特許庁の審査に時間を要する場合等)で年度内に事業が完了しない場合、その年度内に完了した部分の経費のみを補助対象とする。

支援事業区分	支援事業対象経費	補助率及び補助金の交付限度額
産業財産権取得事業	専門家委託費、出願費用、先行技術調査費、特許料及び登録料	1/2以内 20万円 (小規模事業者は2/3以内)

対象外品目の例示

- ・ 申請年度の翌年度に係る特許料等
- ・ 申請年度内に完了しなかった(支払いが完了しなかった)部分の経費

(4) HACCP等施設整備事業

ア 要綱第5条の「HACCP等の衛生管理」とは、HACCPの考え方に基づく衛生管理(各業界団体が作成し厚生労働省が確認した手引書に基づき、簡略化されたアプローチによる衛生管理)に相当以上のものをいう。

イ 補助対象となる「機械等装置費」、「備品購入費」、「設計費」、「工事費」とは、HACCP等の衛生管理基準に照らし、その改善に必要であると客観的に認められるものをいう。客観的に認められるものとは、「食品等事業者団体が作成した業種別手引書に沿ったもの」、「保健所の指導に基づくもの」、「専門家の意見書」、「衛生管理計画及び手順書」等とする。

ウ 既存設備の撤去費用は補助対象外とする。

支援事業区分	支援事業対象経費	補助率及び補助金の交付限度額
HACCP等施設整備事業	機械等装置費、備品購入費、専門家委託費、設計費、工事費、運搬費及び審査登録費	1/2以内 50万円 (小規模事業者は2/3以内)

対象外品目の例示

- ・ 申請年度の翌年度に係る審査登録費等

・既存設備の撤去費用

(5) 展示会等出展事業

ア 補助対象となる「展示会等」とは、市外で開催され、かつ、不特定多数の顧客が集まる商談会、展示会のことをいう。

イ 物品の販売を主たる目的とする展示会等は補助対象外とする。（例：しまねふるさとフェア、マルシェ等）

ウ 旅費は、1つの展示会等当たり2名分を上限とする。

エ 販路開拓の全部又は大半を他に委託するものは補助対象外とする。

支援事業区分	支援事業対象経費	補助率及び補助金の交付限度額
展示会等出展事業	出展料、物品リース料、外注費、旅費及び運搬費	1/2以内 20万円 (小規模事業者は2/3以内)

対象外品目の例示

- ・物品の販売を主たる目的とする展示会への出展に係るもの
- ・特定の顧客訪問（商談）を目的とした旅費
- ・展示会等での試供品・販促品
- ・展示会の事前セミナー等参加のための旅費

(6) 労働生産性向上事業

ア 導入することにより労働生産性向上が図られる設備等を補助対象とする。ただし、人員削減を目的とした合理化のための設備導入は、補助対象外とする。

イ 既存設備の撤去費用は補助対象外とする。

ウ 「機械等装置の導入に係る工事費」とは、導入する機械等装置の設置に伴う一体的な工事費（機械装置の固定等）に限る。

支援事業区分	支援事業対象経費	補助率及び補助金の交付限度額

労働生産性向上事業	機械等装置費、備品購入費、設計費、機械等装置の導入に係る工事費及び運搬費	1/2以内 50万円 (小規模事業者は2/3以内)
-----------	--------------------------------------	---------------------------------

対象外品目の例示

- ・ 人員削減を目的とした合理化等のための設備
- ・ 既存設備の撤去費用

(7) 人材育成事業

ア 業務上必要と認められる資格・技能の取得に係るもの又は、中小企業大学校において開催される研修会等を補助対象とする。資格の更新に係る費用は補助対象外とする。

イ 資格取得者の個人負担を求めている場合、補助対象外とする。

支援事業区分	支援事業対象経費	補助率及び補助金の交付限度額
人材育成事業	受験料、研修等受講料、旅費、講師等謝金（社内研修時）	1/2以内 10万円 (小規模事業者は2/3以内)

対象外品目の例示

- ・ 個人負担を求めているもの
- ・ 汎用性のある資格等の取得に係るもの（運転免許取得に係るものについては、普通自動車第一種運転免許、準中型第一種自動車免許、中型自動車第一種運転免許、大型自動車第一種運転免許、原動機付自転車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許）
- ・ 教材、通信教育又は専門学校等の学費（研修等の受講に伴う経費は除く）

(8) 連携等プロジェクト事業

ア 業務を協業化し、強化を図るため、企業等数社による新会社設立のために必要な経費について補助対象とする。ただし、人員削減を目的とした合理化等のための組織化は、補助対象外とする。

イ 複数の企業等が参加可能な勉強会、視察のみ補助対象とする。

ウ 新聞図書費とは、研究や調査、統計などを目的に購入される新聞や書籍等の費

用のこととする。

支援事業区分	支援事業対象経費	補助率及び補助金の交付限度額
連携等プロジェクト事業	専門家派遣費用（謝金及び旅費）、新聞図書費、印刷製本費、会場使用料、視察費用（謝金及び旅費）及び登記費用	1/2以内 20万円 （小規模事業者は2/3以内）

対象外品目の例示

・ 人員削減を目的とした合理化等のための組織化に係るもの

2 事業内容審査

(1) 共通項目

- ア 実現可能な事業計画になっているか。
- イ 企業内の役割分担など実施体制が整備され、事業遂行能力を有しているか。
- ウ 事業の将来的（次年度以降）なビジョンは妥当か。
- エ 事業の新規性・優位性はあるか。
- オ 売上高の増加、事業化（経常利益の計上）が期待できるか。

(2) 事業別項目

- ア 商品・サービス開発改良事業 開発する新商品またはサービスが市場ニーズに合致しているか
- イ 産業財産権取得事業 競合する商品に対し、競争力があるか
- ウ HACCP等施設整備事業 HACCPチームの結成など、HACCPを取り入れた衛生管理を推進していく体制作りの計画があるか
- エ 展示会等出展事業 新たな市場へ向けての事業であるか
- オ 労働生産性向上事業 生産性向上の計画は妥当であるか
- カ 人材育成事業 従業員、代表者、役員専門性やスキルを高め、雇用維持や企業の競争力強化に資するものであるか
- キ 連携等プロジェクト事業 地域内の経済波及効果があるか